

グループホームしらかみのさと 運営規程

(事業の目的)

第1条 当法人が行う認知症対応型共同生活介護の事業（介護予防認知症対応型共同生活介護事業を含む、以下、指定認知症対応型共同生活介護という）は、要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 当事業所は、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供に際し、あらかじめ利用申込み者またはその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者の勤務の体制その他重要事項を記載した重要事項説明書を交付して説明を行い、サービスの提供について利用申込者の同意を得る。
- (2) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- (3) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活が送れるよう配慮して行う。
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (5) 共同生活住居における介護従事者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (6) 当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず拘束する場合は、家族に対して身体拘束の理由、内容を説明し十分な理解を得、医師の指示の下に行うとともに、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を記録する。
- (7) 当事業所は、利用者の退所の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行う。また、利用者及びその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業所との密接な連携に努める。
- (8) 当事業所は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。質の評価方法については県の定める基準による自己評価による。
- (9) 当事業所は、深浦町に対し自主的に情報提供し、会報やインターネット等を活用して利用者、家族または広く一般に対して情報公開するよう努める。
- (10) 利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。
 - ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
 - ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること

- ③安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- ④自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤必要に応じて適切な医療を受けることについての援助を受けられること
- ⑥家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること

(11)利用者及び利用代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ①利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること
- ②他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと
ただし、利用者又は利用者代理人が介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤市町村並びに介護保険法その他省令に基づくグループホームへの立入調査について利用者及び利用代理人は協力すること

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームしらかみのさと
- (2) 所在地 青森県西津軽郡深浦町大字関字小島崎58-3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務1名)
管理者は、事業所の運営管理、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも介護サービスの提供にあたる。
- (2) 計画作成担当者 1名(兼務1名)
利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- (3) 介護職員 16名(兼務2名)
介護職員は、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたる。

(利用定員)

第5条 当事業所の利用定員は2ユニットで1階9名、2階8名の計17名とする。

(利用者に対するサービスの内容)

第6条 当事業所は、利用者に対し、次に掲げる指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供を行う。利用者の活動時間は、7：00～21：00までとする。

(1) 認知症対応型共同生活介護計画の作成

利用者のニーズを把握し、利用者にあった認知症対応型共同生活介護サービスを提供するよう計画する。

(2) 食事その他の家事

利用者と介護職員が原則として共同で行う。

(3) 入浴

利用者の身体状況に応じて、1週間に2回以上の入浴または清拭を行う。

(4) 生活相談

相談に応じ、利用者の精神的安定を図る。

(5) 健康管理

バイタルチェックを行うことにより、利用者のその日の状況を把握する。

(6) 趣味活動

利用者の趣味または嗜好に応じた活動を行う。

(7) 日常生活用品の代行購入

ご希望により歯ブラシ、歯磨等の日用品の購入代行をする。

(8) 理美容サービス

ご希望により理美容サービスを利用できる。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 部屋代	6,000円
(2) 食材料費	1,110円(1日あたり)
(3) 理美容代	1,800円
(4) 健康管理費	実費(インフルエンザ予防接種、定期検査等)
(5) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる次の費用	
・電気使用料	テレビ使用料(持込品) 50円(1日)
	冷蔵庫使用料(持込品) 70円(1日)
	洗濯機使用料 100円(1回)
・レクリエーション費用	実費
・クラブ活動費	実費
・おむつ使用料(1枚)	さらさらパット 40円(1枚)
	エクストラパット 70円(1枚)
	カバータイプ(オープン) S/M 80円(1枚)
	〃 L 100円(1枚)
	リハビリパンツ M 80円(1枚)
	〃 L 90円(1枚)

〃	LL	100円（1枚）
簡単装着パット		30円（1枚）
さわやかパット		50円（1枚）

3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用並びに支払方法について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（入居にあたっての留意事項）

第8条 利用者及びその家族は、サービス利用開始の際、利用者の主治医、健康保険証、介護保険被保険者証、健康上留意する点等の情報を提供するものとする。

2 利用者は、外泊または外出しようとするときは、その都度外泊先または外出先、用件、期間等の予定を管理者に届出て承認を受けなければならない。

3 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- （1）けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- （2）指定した場所以外で喫煙すること。
- （3）営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
- （4）その他この規程の定めに反すること。

（緊急時における対応方法）

第9条 現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに、利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに嘱託医・主治医への連絡を行う等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第10条 当事業所は、消防法第8条に規定する防火管理者を配置する。

2 防火管理者は、消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策を行う。

3 非常災害に関する具体的計画は年度当初に作成し、利用者を含めた総合避難訓練を年2回、従業者に対する防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）を年2回実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第11条 当事業所は、原則として月ごとに、職員の日々の勤務時間、職務の内容等を明確にした勤務表を作成し、これを掲示する。

2 当事業所は、従業者の資質向上のため、次のとおり研修の機会を設ける。

- （1）採用時研修 採用後1ヶ月以内
- （2）継続研修 年1回以上

- 3 当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、当事業所は、あらかじめその事項に従業者との雇用契約に盛り込むものとする。
- 4 当事業所が提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情の窓口として管理者を充てる。
- 5 当事業所のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償するものとする。このため、当事業所はあらかじめ損害賠償に加入しておくものとする。
- 6 この規程に定めるもののほか当事業所の運営に関する事項は、当法人と管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

グループホームしらかみのさと重要事項説明書

1 認知症対応型共同生活介護の概要

(1) 当施設の概要

施設名	医療法人敬生会 グループホームしらかみのさと		
所在地	青森県西津軽郡深浦町大字関字小島崎58の3		
電話番号	0173-84-3535	FAX番号	0173-84-3535
事業所番号	0272100819		

(2) 当施設の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者兼 計画作成担当者	介護福祉士	1		1	計画作成及び生活の援助
計画作成担当者	介護支援専門員	1		1	計画作成及び生活の援助
介護職員	介護福祉士	5	1	6	入所者日常生活の援助
	ヘルパー2級	8		8	
合計		16		16	

(3) 当施設の設備と概要

定員	17名（1階9名、2階8名）	洗面洗濯室	1階 8.41 m ² 2階 6.73 m ²
居室	1人部屋17室（1室 10.76 m ² ）	事務室	
	夫婦部屋にも可能	事務室 (ステーション)	11・93 m ²
食堂・談話室	36・43 m ²	エレベーター	家庭用3人乗り
台所	9・93 m ²	廊下幅	2・12 m
浴室	普通浴室 5・2 m ²	玄関	
便所	2・54 m ² 1箇所		
	2・76 m ² 2箇所		

2 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

①当事業所は、指定認知症対応型共同生活介護サービス、介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下、指定認知症対応型共同生活介護サービスという）の提供に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者の勤務の体制その他重要事項を記載した重要事項説明書を交付して説明を行い、サービスの提供について利用申込者の同意を得ます。

②指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行います。

③指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活が送れるよう配慮して行います。

④指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。

⑤共同生活住居における介護従事者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

⑥当事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず拘束する場合は、家族に対しての身体拘束の理由、内容を説明し十分な理解を得ます。医師の指示の下に行うとともに、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を記録します。

⑦当事業所は、利用者の退去の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行います。また、利用者及びその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

⑧当事業所は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。質の評価方法については県の定める基準による自己評価にて行います。

⑨当事業所は、深浦町に対し自主的に情報提供し、会報やインターネット等を活用して利用者、家族または広く一般に対して情報公開するよう努めます。

⑩利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

1. 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
2. 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
3. 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
4. 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
5. 必要に応じて適切な医療を受けることについての援助を受けられること
6. 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
7. 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
8. 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと

9.生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと

10.生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること

⑩利用者及び利用代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- 1.利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
- 2.他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- 3.特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと
ただし、利用者又は利用者代理人が介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- 4.事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- 5.市町村並びに介護保険法その他省令に基づくグループホームへの立入調査について利用者及び利用代理人は協力すること

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
従業員への研修の実施	年6回程度勉強会を実施しています。(外部研修は適時)
事業提供マニュアル	事業計画に沿った余暇サービスを提供します。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに沿った適切なサービスを提供します。
変更の申込み方法	書面にてお申し込み下さい。
身体拘束	原則として行いません。但し、自傷他害の恐れがある場合等、やむを得ず拘束する場合は入所者又はその家族に説明のうえ、医師の指示の下に行うことがあります。

(3) サービスの利用に当たって留意事項

面会	面会時間 午前8時～午後8時 (来訪者が宿泊する場合は、必ず許可を得て下さい)
外出・外泊	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出下さい。 外泊の際には必ず行き先と外泊先の電話番号を申し出下さい。
飲酒・喫煙	管理者の許可を得て所定の場所で行って下さい。
貴重品の管理	依頼のある場合事務室にてお預かりします。
所持品の持ち込み	所持品の持ち込みは可能です。
設備、器具の利用	使用の説明を受けご使用下さい。
宗教活動・政治活動	住居内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	住居内へのペット類の持込、飼育はお断りします。

3 サービスの内容

サービス	内 容
日常生活の援助	食事・清掃などの家事や入浴・排泄等のお手伝いをいたします。
レクリエーション	お誕生会や各季節に合わせた行事の他、歌、書道、料理等を行います。また、外出買物や遠足等も行います。
生活相談・援助	利用者及びその家族からの日常生活に関することなどについて相談に応じます。
健康管理	指定医のもと利用者の状態に照らして適切な健康管理を行います。
日常生活用品購入代行	ご希望により歯ブラシ、歯磨等の日常生活用品の購入代行をさせていただきます。
理 美 容	ご希望により理美容サービスを利用いただけます。

4 利用料金

(1) 利用料

① 認知症対応型共同生活介護・短期入所・介護予防利用料

	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の 1日当たりの自己負担金 (1割)
要介護度1	7,530円	753円
要介護度2	7,880円	788円
要介護度3	8,120円	812円
要介護度4	8,280円	828円
要介護度5	8,450円	845円
短期入所 要介護度1	7,810円	781円
短期入所 要介護度2	8,170円	817円
短期入所 要介護度3	8,410円	841円
短期入所 要介護度4	8,580円	858円
短期入所 要介護度5	8,740円	874円
介護予防認知症対応型共同生活介護費	7,490円	749円
介護予防短期利用共同生活介護費	7,770円	777円
医療連携加算	390円	39円
サービス提供体制強化加算(I)	220円	22円
初期加算	300円	30円
協力医療機関連携加算	1,000円/月	100円/月

看取り介護加算	720円（死亡日前31日以上45日以下） 1,440円（死亡日前4日以上30日以下） 6,800円（死亡日前日及び前々日） 12,800円（死亡日）	72円（死亡日前31日以上45日以下） 144円（死亡日前4日以上30日以下） 680円（死亡日前日及び前々日） 1,280円（死亡日）
退所時情報提供加算	2,500円／回	250円／回
新興感染症等施設療養費	2,400円／日	240円／日

- ※ 医療連携加算：当グループホームは看護師と24時間連絡体制を確保している為、加算対象となります。
- ※ サービス提供体制強化加算（I）：当グループホームは職員の勤続年数10年以上の者の割合が25%以上配置されている為、加算対象となります。
- ※ 初期加算：入所した日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算されます。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算：若年性認知症利用者ごとの担当者を中心に、特性やニーズに応じたサービスを行なった場合、加算対象となります。
- ※ 協力医療機関連携加算：協力医療機関と入所者の現病歴等の情報提供を行っている為加算の対象となります。
- ※ 看取り介護加算：医師が回復の見込みがないと診断した利用者の介護に係る計画が作成され、医師・看護師・介護職員などが共同して利用者や家族に説明を行い、同意を得た場合、加算対象となります。
- ※ 退所時情報提供加算：入所者が医療機関へ入院退所した場合、情報提供を行った場合、加算の対象となります。
- ※ 新興感染症等施設療養費：新興感染症のパンデミック時において、必要な感染対策や医療機関との連携を確保し、施設内療養を行った場合、加算の対象となります。
- ※ 介護職員処遇改善加算（I）：サービス費・加算額合計に対して11.1%が加算されます。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算（I）：サービス費・加算額合計に対して3.1%が加算されます。
- ※ 介護職員等ベースアップ等支援加算：サービス費・加算額合計に対して2.3%が加算されます。

② その他の費用

区 分		料 金	備 考	
部	屋 代	6,000円		
食	事 代	1,110円	1日単位（朝・昼・夕）	
理	美 容 代	1,800円	希望により利用出来ます	
健	康 管 理 費	実費	インフルエンザ予防接種、定期検査等	
	レクリエーション費用	実費	参加者より徴収	
	クラブ活動費用	実費	参加者より徴収	
電 気 使 用 料	テレビ使用料	50円	居室に持込の方（1日単位）	
	冷蔵庫使用料	70円	居室に持込の方（1日単位）	
	洗濯機使用料	100円	1回単位	
お む っ 代	さらさらパット	40円	全て1枚あたりの単価 （希望者のみ徴収）	
	エクストラパット	70円		
	カバータイプ	S・M		80円
		L		100円
	リハビリパンツ	M		80円
		L		90円
		LL		100円
	簡単装着パット	30円		
さわやかパット	50円			

(2) 料金の支払方法

毎月、前月分の利用料金を通知いたしますので、月末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払は介護老人保健施設しらかみのさと窓口でお支払い下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。

- ・医療法人 敬生会 グループホームしらかみのさと

電話番号 0173-84-3535

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している方は事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

退所の意思を表明することにより終了する。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保健施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)もしくは要支援1と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

6 サービス内容に関する苦情

① 当GHの利用者相談・苦情窓口

- ・担当者 主担当者 松沢 牧子 副担当者 今 瞳
- ・電話 0173-84-3535 FAX 0173-84-3535
- ・受付日 平日
- ・受付時間 午前8時00分～午後5時
- ・別紙「利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要」により対応します。

② その他

当GH以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口にて苦情を伝えることができます。

青森県国民健康保険団体連合会	017-723-1336
深浦町(福祉課)	0173-74-2111
西北地域県民局地域健康福祉部 (西北地方福祉事務所)	0173-35-2156

7 緊急時の対応

- (1) 入所者に対し、医学的判断により診察が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。
- (2) 入所者に対し、当施設における介護保険サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- (3) (1)、(2)のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当GHは、入所者及び身元引受人が指定するものに対し、緊急に連絡します。

協力医療機関

越前医院	鯉ヶ沢町大字舞戸町字上富田220-1	0173-72-5151
ハッピーデンタルクリニック	つがる市木造浮巢54-1	0173-23-5323

8 事故発生時の対応

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにご家族・関係各機関に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 介護保健サービスの提供に伴って当GHの責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、入所者に対して、損害を賠償するものとします。
- (2) 利用者の責に帰すべき事由によって、当GHが損害を被った場合、入所者及び身元引受人は、連携して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

9 非常災害対策

防災時の対応	別途定める防災計画により対応を行います。
防災設備	P型2級 5回線 火災受信機 消火器 各階3本 スプリンクラー
防災訓練	年2回実施(そのうち、1回は夜間を想定)
防火責任者	松沢牧子 松下晴美 木村文哉(防火管理者)

10 その他

- (1) 当事業所及び当事業所に勤務する者はサービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく漏らしません。但し、病気、その他身体的状況等により、協力医療機関や関係施設等に個人情報の提供を行うことがあります。ご了承ください。
- (2) この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入所者又は身元引受人と当GHが誠意を持って協議して定めることとします。

グループホームしらかみのさと 利 用 同 意 書

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にあたり、入所者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 青森県西津軽郡深浦町大字関字小島崎58の3

名 称 医療法人 敬生会 しらかみのさと
グループホーム

説明者氏名 印

私は本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けサービス提供開始に同意します。

また、介護保険サービス利用に関し、利用者及び身元引受人の個人情報を関係各機関へ情報提供する必要がある事についても合わせて同意します。

利用者 住所
氏名 印

身元引受人 住所
氏名 印

個人情報の利用目的

グループホームしらかみのさとは、利用者の尊厳を守り安全に配慮するGH理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔GH内部での利用目的〕

- ・当GHが利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当GHが利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当GHの内部での利用に係る利用目的〕

- ・当GHの管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当GHにおいて行われる学生の実習への協力
 - －当GHにおいて行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当GHの管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

〔広報等に関する利用目的〕

- ・当GHの広報誌等に関し写真や名前等の掲載

重度化対応・終末期ケア対応指針

医療法人 敬生会
グループホームしらかみのさと

- 目的
グループホームの入居者が、病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても、馴染みの関係での生活を維持し、そして本人が望む場所で最期まで暮らしていく事が出来るように、医療関係者・家族と協力して対応していく。
- 重度化した状態・終末期の判断
主治医の判断が基本である。主には、①がんの終末期、②多様な疾患の重度化、③老衰、④その他である。
- 基本的な姿勢
病状が重度化した入居者、あるいは人生の終末期の入居者が、疼痛や苦痛がなく本人・家族等が望むような人生の過ごし方ができ、グループホームでの生活が継続できるように、そしてグループホームで死が迎えられるように最大限の対応をする。
- 医療連携
主治医と連携しながら必要な医療を行いつつ、生活の継続を重視して、入居者の苦痛が少なく心地良い状態で生活できるよう、看護師が常勤し24時間連絡可能な体制を確保する。
 - 主治医との連携
越前医院との24時間連絡・受け入れ可能な体制を確保し、主治医の指示・指導の下、必要な医療を行いながら、時に入院による病院での医療とも連携していく。
 - 地域の多様なサービスとの連携
歯科医師との連携、老人保健施設の看護師や栄養士との連携など、必要に応じて多様な専門職との連携で対応する。
- 家族等の信頼・協力関係
グループホームでの重度化・終末期の対応を行っていく為には、家族等の信頼・協力関係は欠かせない。家族等と一緒にになって入居者本人が満足するような看取りの支援をしていく。
- 職員の教育・研修
医療関連専門職との連携で、重度化・終末期ケアが充実するように、職員教育・研修に努めていく。また、家族等の意向を重視した密な連携を持つ事が出来るように努力する。
- 入院期間中の請求
食費や持ち込み家電の使用料は頂きません。

利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	グループホーム しらかみのさと
申請するサービスの種類	認知症対応型共同生活介護

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置くこととしている。また、担当者が不在のときは、基本的な事項については誰もが対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐ体制とする。

TEL 0173-84-3535

FAX 0173-84-3535

主担当者 計画作成担当者 松沢牧子

副担当者 計画作成担当者 今瞳

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、直ちに管理者が相手方に連絡をとり、直接訪問するなど詳しい事情を把握するとともに、担当者からも事情を確認する。
- ・管理者は処理結果について必要があると判断した場合は、検討討議を行う。
- ・検討の結果速やかに具体的な対応を行う。
- ・記録を台帳に保管し、再発を防ぐため役立てる。

3 その他参考事項

- ・毎日行う打ち合わせ等における確認等、苦情が出ない環境づくりを心がける。
- ・苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、それに伴う助言、指導があった場合には速やかに対応して必要な改善を行う。

4 関係機関

青森県国民健康保険団体連合会	017-723-1336
深浦町（福祉課介護保険係）	0173-74-2111
西北地域県民局地域健康福祉部 （西北地方福祉事務所）	0173-35-2156